

「行動計画策定」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために「仕事と子育てを応援する」ことを宣言し、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 10 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日

2. 内容

1) 育児する職員が職場生活と家庭生活を両立できるように支援する。

対策 1

育児・介護休業法及び当該施設の育児・介護休業規程の内容説明を職員全員を対象として行い、制度全般の周知を図る。

対策 2

育児休業期間中の職員の職業能力の開発・向上を図ると同時に育児休業等を取得しやすく、職場復帰できるように環境整備を行う。

支援内容

- ・ 育児休暇 : 1 年（子が一歳になるまで）
 - ・ 育児短時間勤務 : 3 年間（9 時～16 時の 1 日 6 時間勤務）
 - ・ 夜勤勤務 : 6 年（回数等の調整）
- * 小学校入学までの間、夜勤勤務の回数を調整しながら家庭と職場の生活環境が両立できるように支援している。

2) 年次有給休暇の取得の推進を図る。

対策 1

年次有給休暇取得の現状及び実態調査を行い、改善策の立案と検証を継続的に行い、労働環境を整備する。

3) 次世代育成支援対策

対策 1

地域における子供の健全な育成活動への職員参加及び施設見学・施設体験等の受入れを行い、地域、世代間の交流拠点となり、地域貢献活動に取り組む。